

他の都道府県で登録を受けている方が、高知県内の次の事業所または施設で就業するに当たり、登録を高知県に移転しようとする時の手続き

居宅介護支援事業所、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知証型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、介護保険施設、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防支援事業所、地域包括支援センター

※ 登録の移転を受けた場合は、移転前に交付を受けていた介護支援専門員証の効力は失われます。介護支援専門員の業務に就かれる場合には、登録移転の申請とともに介護支援専門員証の交付申請をしていただく必要があります。

<申請に必要な書類>

- (1) 介護支援専門員登録移転申請書（第2号様式）と介護支援専門員証交付申請書（登録移転申請用）（第4号様式）

・手数料として1,600円分の高知県収入証紙が必要です。

または、

- 介護支援専門員登録移転（兼）介護支援専門員証交付申請書（第3号様式）**

・手数料として1,600円分の高知県収入証紙が必要です。

- (2) 現在交付を受けている介護支援専門員証の写し

※介護支援専門員証の交付を受けていない場合は、介護支援専門員登録証明書の写し及び介護支援専門員の登録をした都道府県知事の登録通知書の写しが必要です。

- (3) **写真2枚**（縦3.0cm×横2.4cm）

- ・ 交付申請日前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの
- ・ 写真の裏側に撮影年月日及び氏名を記載してください。

※介護支援専門員登録移転（兼）介護支援専門員証交付申請書（第3号様式）、介護支援専門員証交付申請書（登録移転申請用）（第4号様式）で申請の場合に写真が必要となります。

- (4) 高知県内に所在する上記の事業者または施設の業務に従事し、若しくは従事しようとすることを証する書類

<書類の提出先>

書類の提出先は、現在登録を受けている都道府県の介護保険担当課にお問い合わせください。